

【利用許可条件】

- 1 利用期間中、公園利用者に支障を及ぼさないように十分配慮すること。
- 2 利用期間中における事故については、申請者の責任において一切処理すること。
- 3 公園施設等を損傷又は破損したときは、申請者において速やかにこれを修理又はその損害を賠償すること。
- 4 利用する施設の状態について、利用開始直前に、あらためて安全点検を実施し、事故発生のおそれがないことを確認しておくこと。
- 5 施設及び備品等の利用において、使用前の状態に戻すことを原則とし、これがかたならない場合には復帰に係る費用を請求することがある。
- 6 利用中に施設内に設置する物件等については、事前に指定管理者の承認を得るとともに、当該設置物件等を変更又は撤去する場合は、変更の実施前又は撤去後に指定管理者に報告し、その指示及び確認を受けること。
- 7 次の各号の一に該当するときは、利用の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。
 - (1) 指定管理者において利用場所を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき
 - (2) 利用者が許可条件に違反したとき
- 8 前項の規定により利用許可を取消し又は変更した場合、指定管理者はその取消し又は変更によって生じた損失を補償しない。
- 9 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、自己の負担と責任において指定管理者の指定する期間までに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、別に指定管理者が承認したときはこの限りでない。
- 10 陸上競技場においては、特に以下の事項を遵守すること。
 - (1) 熊谷スポーツ文化公園陸上競技場は、第1種公認陸上競技場の認定を受けていることから、この公認に影響がないような施工(ピッチ拡張(芝生拡張)時の養生及びピット拡張(芝生拡張)撤去後の原状回復等)とすること。
 - (2) ピッチ拡張(芝生拡張)施工前とピッチ拡張(芝生拡張)撤去後に検定員(陸上競技場の公認可否の判断ができる者((公財)日本陸上競技連盟検定員等))による検査を実施し、第1種公認陸上競技場の公認に影響がないことを確認すること。
- 11 都市公園法、埼玉県都市公園条例、熊谷スポーツ文化公園利用者遵守事項及びこの許可条件を遵守すること。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌月から起算して3ヵ月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、熊谷スポーツ文化公園指定管理者(公益財団法人埼玉県公園緑地協会代表理事江副弘隆)を被告として提起しなければなりません。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。